

第1回鎌ヶ谷市コミュニティバス「ききょう号」運賃協議部会(南線)
議題について

議題(1)鎌ヶ谷市コミュニティバス「ききょう号」運賃協議部会運営規程(案)について

(事務局)

《資料3-1を用いて説明》

鎌ヶ谷市コミュニティバス「ききょう号」運賃協議部会は東線・東線2、南線、西線・西線2の3つの部会に分かれています。こちらの運営規程(案)は3つの部会に共通するものとして、3つの部会で合意を得たいと思います。

簡単に概要を説明させていただきます。

第2条に所掌事務を示しております。部会名にありますとおり、ききょう号の運賃を協議することですが、本部会のような運賃協議部会において、軽微な事案は会議の開催を必要としないため、ただし書き以降に軽微な事案を列挙させていただいております。こちらに該当した場合には、部会は開催しないものとさせていただきたいと思います。

次に、第4条では部会長を置くこと、第5条では会議のルール、原則公開とすること、第6条では部会の協議結果を地域公共交通活性化協議会に報告することを示しています。

第7条では報酬を示しており、協議会と同額としております。具体的には6,800円です。ただし、協議会と同日開催、例えば午前中に部会を行い、午後に協議会を行うというような場合には、部会の報酬は発生しません。簡単ではございますが、説明は以上となります。

皆様から何かご意見、ご質問等ございますか。

《質問等なし》

ないようですので、運賃協議部会の運営規程についてお諮りさせていただきます。

事務局から説明した内容で承認することとしてよろしいでしょうか。

《全員同意》

異議なしということで承認とさせていただきます。

議題(2)鎌ヶ谷市コミュニティバス「ききょう号」運行事業 運賃について

(事務局)

《資料3-2を用いて説明》

資料4以降は鎌ヶ谷市地域公共交通活性化協議会で協議した資料ですので、参考としてください。

本議題はコミュニティバスのききょう号が令和8年度から新たなルート・ダイヤで運行することに伴い、新たに運賃設定を行う必要があるものです。

基本的な内容は現在も運行しているききょう号と変えず、大人100円、小児50円で運行したいと思います。

新たな割引として指定難病患者に対するものを追加したいと思います。こちらは、これまで市へいただいている要望へ応えるものとなります。

また、表の「指定難病患者に対する割引」と「障がいのある方又は指定難病患者の介助者に対する割引」の行の下段についてですが、これまで、小児が指定難病患者である場合や小児が介助者である場合

の割引の取扱いが整理されておりました。これまでこういった事例で把握しているものではなく、今後もあまり発生しない事例かと思いますが、改めて整理し、無料としたいと思います。なお、これらの場合における割引額は市が負担し、バス事業者への負担はありません。これは、現在のききょう号での介助者や免許証返納者への割引額の負担と同じです。

次に、表の障がいのある方に対する割引の下段についてです。バス事業者の方にお伺いしたいのですが、バス事業者が運行する路線バスにおいても、障がいのある方への割引は一般的に行われているかと思いますが、小児が障がいを持っている場合の取扱いはどうなっていますでしょうか。市としては無料にするのがよいのではないかと考えておりますが、割引して無料とするのか、小児料金又は障がいを持っている方への割引料金のどちらかを適用するのか、あまり多くない事例かと思いますが、お考えをお聞かせいただきたいと思います。

(委員)

京成バス千葉ウエストです。小児かつ障がいがあり割引対象となる方の運賃がどうなっているかということですね。まず、小児は割引ではなく小児運賃という、大人の半額でこれは正規の運賃ですので、割引があればそこから割引くというのが、一般路線バスでの取扱いになります。

(事務局)

ありがとうございます。引き続き説明させていただき、その後、委員の方々へ意見をお伺いしたいと思います。

表以降に記載の運賃の適用方法については、これまで説明しました運賃や割引についてどう適用するかを記載しております。大人は12歳以上、小児は6歳以上12歳未満とすることや、割引を適用する障がいのある方とは障害者手帳を持っている方、療育手帳を持っている方、精神障害者保健福祉手帳を持っている方であること等を示しております。また、2つ以上の割引条件に該当する場合でも、割引は重複しません。なお、どの割引を適用しても金額は同じになります。現在のききょう号と同様に各路線間における乗継が可能で、乗車時に申告して乗継券をもらいます。

説明は以上となりますが、ご意見やご質問はございますか。

《質問等なし》

それでは、ほとんど事例はないかもしれない上で、考え方を統一しておきたいと思いますので、障がいや指定難病を持っている小児、介助者である小児の運賃を割引で無料とすることについて、委員の方々の意見をお聞きしたいと思います。いかがでしょうか。

(委員)

京成バス千葉ウエストです。まず前段として、元々の運行計画に定義がなかった部分かと思いますが、そこに係る持ち出しの部分について、市の方でご負担いただけるという前提でよろしいでしょうか。

(事務局)

指定難病患者とその介助者に係る部分は市で負担と思っています。障がいのある小児の部分や運用については市とバス事業者様で今後協議させていただければと思います。

(委員)

収支に影響があるという前提の中で、無料でも利用者数としては計数するとしたらドライバーの負担も増えますし、既存の割引制度を適用する方には運賃箱で対応しておりますが、こちらも新たに計数するために調整するとなればシステム的に費用が発生する可能性もございます。あと一番大きいのは、一

般路線バスとの運賃の適用方法が変わる部分があります。指定難病患者については、市の独自の政策として取扱うということで理解しているのですが、小児を割引で無料とするというのが、他自治体のコミュニティバスをやらせていただいている中でも、記憶がなく、一般路線バスと違うところをお客様にどう説明するのかという点を少し危惧しております。

(事務局)

ありがとうございます。障がいのある小児や指定難病のある小児を割引で無料にするというのは、福祉的な観点というか、考え方かと思います。そういった部分を一般路線バスにも求められてしまうというか、影響がなるべく少ないようにしてほしいといったニュアンスでしょうか。

(委員)

市としては、こういった場合には割引で無料としたいというお考えということでよろしいでしょうか。また、資料裏面の(4)の記載について、細かいところまでは読めておりませんが、指定難病患者への割引など、一般路線バスと差がある部分はいいのですが、障がい者の方の割引など同じ部分は、一般路線バスの適用方法と齟齬がないか確認させていただければと思います。こちらの記載内容は、現在のききょう号で届出されている内容と同じということによろしいですか。

(事務局)

はい。ご確認よろしくお願いたします。記載内容については、既存部分の内容自体は同じです。現在のききょう号の届出では、簡素な表に大人 100 円、小児 50 円といった記載のみとなっており、割引が適用される障がいのある方とはどういう人なのか等、具体的な記載が何もないもので届出されています。今回はそういった部分を新しい形でまとめ直しており、明文化しております。

(委員)

それであれば、既存の一般路線バスと差がない部分の記載が合っているか確認させていただければと思います。

(委員)

ききょう号の現状というのはあまり把握していないのですが、障がいを持っている方について、自治会でもアシストをしていこうというような動きもありますし、難病を持っている子どもやその付き添いの子どもが無料というのは、PRしていくことで、鎌ヶ谷市はこういうことに対して非常にやさしいのだなというイメージがつくと思います。現在のバスの運転手の方がこういったパターンで乗る時にどう対応しているのかはわかりませんが、こういったことをアピールして、一般市民として、私個人としては無料でご利用いただけるのはいいかと思います。広報活動をして、ききょう号のあり方というのをアピールして、こういう方にも便利だなって思ってもらっていただければいいと思います。

(事務局)

ありがとうございます。ほかに皆様から何かご意見、ご質問等ございますか。

(委員)

改めてですが、仮に無料でご乗車いただける方の区分を個別に計数するなど、そういった対応は少し難しいということだけご承知おきいただければと思います。

(事務局)

ありがとうございます。ほかに皆様から何かご意見、ご質問等ございますか。

ないようですので、事務局から説明した内容で承認することとしてよろしいでしょうか。

《全員同意》

異議なしということで承認とさせていただきます。